大阪市告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和８年10月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

路　線　名	区　　間	供用開始の期日
今　宮　平　野　線	阿倍野区旭町１丁目52番の３地から 同　　区同　　１番の７地まで	告　示　の　日

（建設局総務部管財課）